

令和7年2月6日

保護者の皆様

福津市教育委員会

学校給食における飲用牛乳を停止する場合の手続きについて（お知らせ）

福津市では、完全給食として飲用牛乳を提供しています。しかし、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、様々な事情等により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、手つかずの牛乳が廃棄されている食品ロスの現状もあります。そこで、令和7年度から学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、牛乳の飲用による体調不良（乳糖不耐症、腹痛、下痢等）等で牛乳が飲めない児童生徒に対して、「飲用牛乳辞退届」の提出により、食物アレルギー以外の場合に限って、医師の診断書等なしで飲用牛乳を停止できるように対応いたします。

特に、初めて「飲用牛乳辞退届」を提出される際には、学校と十分な協議をお願いいたします。

1. 学校給食における牛乳の必要性

日本の学校給食は、学校給食法に基づいて教育活動の一環として実施されています。学校給食は、児童生徒の成長に必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスを考えた食事を全国の学校で提供しています。

多くの栄養素の摂取量が充足あるいは過剰になっている現在においても、カルシウムは日本人にとっていまだに不足しがちな栄養素です。このため、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」では、1日に必要なカルシウムの摂取量の50%が学校給食で摂取できるよう設定されています。食品の栄養素は、食べた量がそのまま体内に取り込まれるのではなく、一部は吸収され、残りは排泄されます。牛乳はカルシウムが豊富なだけでなく、吸収率が最も高い食品のひとつです。コップ1杯（200ml）に含まれるカルシウムは227mgで吸収率は40%、小魚の吸収率33%や野菜の吸収率19%に比べて、より多くのカルシウムを効率良く摂取できます。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成など、体づくりに利用されます。骨も皮膚と同じように代謝しており、全身の骨は生涯、生まれ変わり続けます。成長期には、骨を大きく強くすることにもカルシウムが使われるため、伸び盛りの児童生徒は、大人以上にカルシウムが必要となります。また、骨格の成長が完了し、最大骨量に到達する小児から青少年の発育期に、より高い骨量を得て丈夫な骨を作っておくことが、骨粗しょう症予防、高齢期の骨折予防まで見据えた、生涯にわたる骨の健康につながります。

以上のことを考慮し、飲用牛乳の提供を推奨しております。

2. 飲用牛乳を停止する場合の手続き

(1) 「飲用牛乳辞退届」の提出について

- ① 学校に相談する
- ② 学校から「飲用牛乳辞退届」を受け取り、学校に提出する

(2) 飲用牛乳の停止開始について

学校が「飲用牛乳辞退届」を受理後、次のとおり対応を開始します。

① 学校が毎月 5 日までに受理した場合、翌月から対応

② 学校が毎月 6 日以降に受理した場合、翌々月から対応

※ 小学校 1 年生、中学校 1 年生については、アレルギー等による申請以外は、6 月以降の対応となります。

※ 一度提出された「飲用牛乳辞退届」は、当該年度末までの対応となり、年度途中での解除はできません。

※ 「飲用牛乳辞退届」は、毎年度提出が必要です。

(3) 欠席などにより牛乳が余った時の対応について

牛乳を停止している児童生徒については、欠席等により牛乳が余っていても飲用することはできませんので、ご承知おきください。

(4) 不足するカルシウムの補填について

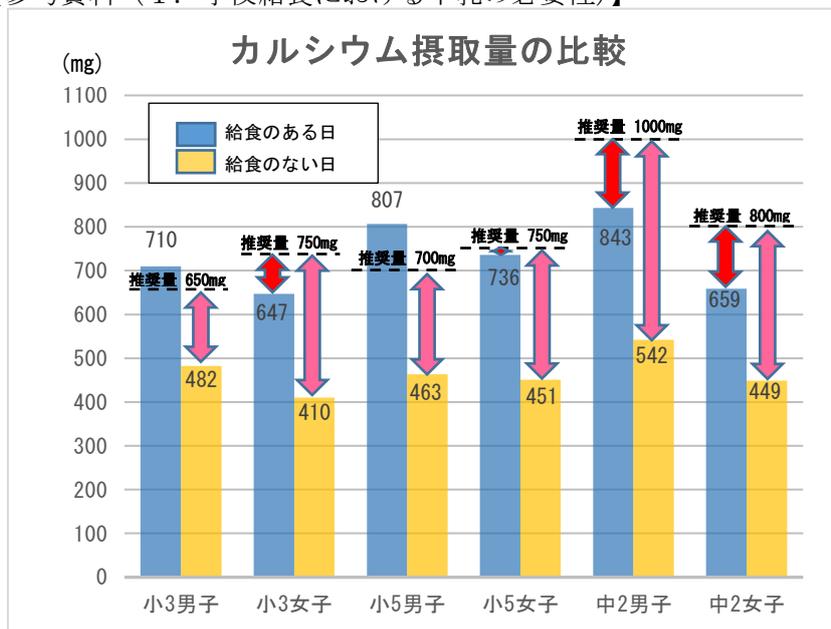
牛乳には多くのカルシウムが含まれており、飲用牛乳を停止された場合は、カルシウムの摂取量が不足しがちです。給食で摂取できない分は、ご家庭で摂取いただきますよう、お願いいたします。

4. 牛乳代の返金について

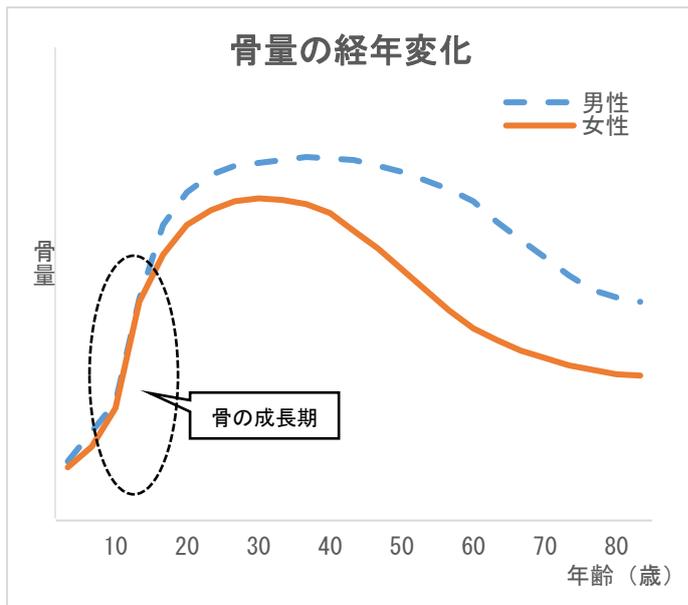
学校給食費は、各学校で計画し徴収しているため、月々の徴収額は各学校で異なります。

「飲用牛乳辞退届」の提出は、随時受付することとしております。原則、いったんは牛乳代を含んだ給食費を徴収し、年度末に一括して返金いたします。学校によっては、牛乳代を除いた給食費を徴収することもあります。

【参考資料（1. 学校給食における牛乳の必要性）】



(独) 日本スポーツ振興センター
「平成 22 年度児童生徒の食事状況等調査報告書」より



小中学生の時期は、丈夫な骨が作られる時期です。骨量を増やすには、この時期が大切です。

【問い合わせ】

福津市教育部 学校教育課 保健給食係
 電話：62-5090 FAX：43-9004